

過労死防止基本法の制定を求める意見書

過労死が社会問題となり、「karoshi」が国際語となってから四半世紀がたとうとしている。過労死が労災であると認定される数はふえ続けており、過労死撲滅の必要性が叫ばれて久しいにもかかわらず、過労死は、「過労による自死」も含めて広がる一方で、減少する気配はない。

2012年度に脳・心疾患を発症して労働災害と認定された数は338人（死亡123人）と高どまりし、精神疾患の労災認定は475人（未遂を含む自殺は93人）で過去最多である。過労死は一向に減る気配がない。

突然大切な肉親を失った遺族の経済的困難や精神的悲哀は筆舌に尽くしがたいものがあり、また、真面目で誠実な働き盛りの労働者が過労死や過労による自死で命を落としていくことは、我が国にとっても大きな損失である。

労働基準法は、労働者に週40時間・1日8時間を超えて労働させてはならないと定め、労働者が過重な長時間労働を強いられるのを禁止して、労働者の生命と健康を保護することを目指している。しかし、当該法は十分に機能しているとは言いがたい。

昨今の雇用情勢の中、労働者は幾ら労働条件が厳しくても、使用者にその改善を申し出るのは容易ではない。また、個別の企業が労働条件を改善したいと考えても、厳しい企業間競争とグローバル経済の中、自社の努力だけを改善するのは難しい面がある。

このように、個人や家族、個別企業の努力だけでは限界がある以上、国が法律を定め、その総合的な対策を積極的に行っていく必要がある。

よって西東京市議会は、国及び政府に対して、下記の内容を含む過労死防止基本法の早期制定を求めるものである。

記

- 1 過労死はあってはならないことを、国が宣誓すること。
- 2 過労死をなくすための、国・自治体・事業主の責務を明確にすること。
- 3 国は、過労死に関する調査・研究を行うとともに、総合的な対策を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年7月18日

西東京市議会議長 佐々木 順 一

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣